

## 普通免許状の申請書類一覧【別表第1】

○：必須

△：必要となる場合あり

根拠規定：教育職員免許法第5条第1項別表第1

○学位（修士、学士、短期大学士）を基礎資格に、教職課程を有する大学での単位修得により免許状の授与を受ける場合

●授与を受けようとする免許状

- ・幼稚園教諭（専修、1種、2種）      ・小学校教諭（専修、1種、2種）
- ・中学校教諭（専修、1種、2種）      ・高等学校教諭（専修、1種）

記号	書類名	紙申請	電子申請	備考
ア	教育職員免許状授与申請書及び誓約書（第1号様式）	○	-	
イ	履歴書（第2号様式）	○	○	
ウ	卒業証明書（学位の記載があるもの）	○	○	証明日から3か月以内のもの
エ	学力に関する証明書	○	○	証明日から3か月以内のもの
オ	介護等体験に関する証明書	△	△	※小学校又は中学校教諭免許状の場合のみ
カ	実務成績証明書（第4号様式）	△	△	※教育実習の単位を教員経験により他の単位と振り替える場合のみ
キ	教科証明書（第8号様式）	△	△	※中学校または高等学校教諭の免許状を取得する場合で、教育実習の単位を教員経験により他の単位と振り替える場合のみ（第4号様式と同期間分必要）
ク	既所有の教育職員免許状（教員免許更新制により更新等手続を行っている場合は、更新等証明書を含む。）の写し	△	△	他の教員免許状を所有している場合のみ ※要原本証明
ケ	戸籍抄本	△	△	証明日から3か月以内のもの ※提出書類と現在の氏名または本籍地が異なる場合のみ
コ	返信用封筒（角型2号サイズ、490円分の切手貼付）	○	○	※直接受け取る場合は、不要
	手数料：3,300円	○ 注1	○ 注2	注1：大分県収入証紙による（第1号様式に貼付） 注2：電子申請システム上でのクレジットカード納付

## 普通免許状の申請書類一覧【別表第1】

○：必須

△：必要となる場合あり

根拠規定：教育職員免許法第5条第1項別表第1

○学位（修士、学士）及び基礎免許状所有を基礎資格に、教職課程を有する大学での単位修得により免許状の授与を受ける場合

●授与を受けようとする免許状

・特別支援学校教諭（専修、1種、2種）

	書類名	紙申請	電子申請	備考
ア	教育職員免許状授与申請書及び誓約書（第1号様式）	○	-	
イ	履歴書（第2号様式）	○	○	
ウ	卒業証明書（学位の記載があるもの）	○	○	証明日から3か月以内のもの
エ	学力に関する証明書	○	○	証明日から3か月以内のもの
オ	実務成績証明書（第4号様式）	△	△	※教育実習の単位を特別支援学校での教員経験により他の単位と振り替える場合のみ
カ	基礎資格となる既所有の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の普通免許状の写し ※教員免許更新制により、更新等手続きを行っている場合は、更新等証明書を含む。	○	○	
キ	既所有の教育職員免許状（教員免許更新制により更新等手続きを行っている場合は、更新等証明書を含む。）の写し	△	△	他の教員免許状を所有している場合のみ ※要原本証明
ク	戸籍抄本	△	△	証明日から3か月以内のもの ※提出書類と現在の氏名または本籍地が異なる場合のみ
ケ	返信用封筒（角型2号サイズ、490円分の切手貼付）	○	○	※直接受け取る場合は、不要
	手数料：3,300円	○ 注1	○ 注2	注1：大分県収入証紙による（第1号様式に貼付） 注2：電子申請システム上でのクレジットカード納付